

松阪市罹災証明書等交付要綱の運用に係る質疑応答

令和元年 8 月 14 日 防災対策課
 令和 2 年 5 月 12 日 一部改訂
 令和 3 年 6 月 14 日 一部改訂
 令和 5 年 11 月 6 日 一部改訂

No.	条項	質疑	回答
1	第 1 条	罹災証明書の目的は何ですか？	災害により被災した住家の被害程度を証明したものを罹災証明書と定義し、被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）に基づく支援金の支給や、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅の提供等の行政による被災者支援措置の適用の判断材料として活用されることとなります。
2	第 2 条	要綱の対象となる災害は何ですか？	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象等）であり、火災以外の災害が対象となります。
3	第 2 条	罹災証明書の交付対象となる住家の範囲はどこまでですか？	現実に居住の実態のある建物を住家としています。 なお、居住の実態とは、住居の用として使用されており、トイレや風呂、炊事場等の設備があり、電気料金や水道料金の支払明細等により、居住していると認められる状態をいいます。
4	第 2 条	空き家は住家に含まれますか？	空き家は居住の実態がないため、非住家（住家以外の物件）として扱います。
5	第 2 条	非住家でも居住の実態がある場合は住家として取扱いできますか？	神社や店舗等の非住家であっても、居住の実態があれば住家とみなします。
6	第 3 条	罹災証明書及びり災届出証明書（以下「罹災証明書等」とします。）はどのような時に使いますか？	罹災証明書は小・中規模災害においては災害見舞金の給付や公共料金の一部免除、大規模災害になると上記にもあるように、応急仮設住宅の提供等の行政による被災者支援措置の適用の判断材料として活用されます。また、自身がかけられている火災保険や地震保険の申請、雑損控除、勤務先における見舞金申請等においても必要となることがあります。 り災届出証明書は住家以外の物件に対して交付します。主にカーポートや車両、家財の被災など、住家以外の物件で保険適用等の際に提出いただくことを想定しています。
7	第 3 条	り災届出証明書の交付対象となる物件はどのようなものですか？	基本的には住家以外の物件です。 例えば、カーポートや車庫、倉庫、塀、フェンス、看板、ビニールハウスや農業用倉庫等の農業施設、事業所、工場の機器類、車両、家財等が対象になると考えています。
8	第 4 条	人的被害についての証明は可能ですか？	法律上必ずしも証明事項とすることとはされておりませんが、どうしても必要な場合には防災対策課までご相談ください。

9	第5条	罹災証明書等の申請は誰でも可能ですか？	申請が可能なのは所有者または居住者（世帯員）、使用者、相続人、委任を受けた代理人です。（法人、個人を問いません。法人が所有している住家に対しても罹災証明書を交付することは可能です。）
10	第5条	賃貸住宅の場合、所有者（居住が別）でも申請は可能ですか？	居住者だけでなく賃貸住宅の所有者でも申請は可能です。 なお、居住者（入居者）は居住実態があるため、罹災証明書を、所有者にはり災届出証明書を交付することが可能です。
11	第5条	居住地が住民票と異なる場合でも申請は可能ですか？	住家であれば現実に居住のために使用しているかどうかで判断します。居住実態があれば住家とみなし、その居住者であれば申請は可能です。居住実態が不明な場合には、電気料金や水道料金の支払明細等を確認させていただくことがあります。 住家以外の物件についてはその所有者または使用者であればり災届出証明書の申請が可能です。
12	第5条	世帯分離している場合、同一の被災住家についてそれぞれ交付することは可能ですか？	同一棟の住家であれば調査は1回としますが、世帯単位での交付は可能です。その場合、申請も世帯ごとにより必要となります。
13	第5条	他市区町村在住の方が所有する車両が本市内で被災した場合は罹災届出証明書の交付は可能ですか？	本市内で被災したのであれば可能です。
14	第5条	工場が被災したのですが、法人であっても交付は可能ですか？	工場や事業所、機器類等、法人が所有または使用している場合には、り災届出証明書を交付することが可能です。
15	第6条	罹災証明書等の交付申請窓口はどこですか？	災害の発生した日（松阪市災害対策本部設置の日）から3か月以内は資産税課、3か経過以降は防災対策課となります。 なお、災害対策本部が設置されていない場合（局所的な被害等）は防災対策課で申請してください。 農業用ビニールハウスの被災についてはいずれの場合も農水振興課へ申請してください。
16	第6条	罹災証明書等の交付を申請する時には何を持っていけばいいですか？	罹災証明書の申請の際は現地調査を行いますので、特に書類は不要です。ただし、第7条にあるように、自己判定方式による場合には写真の添付が必要となります。 り災届出証明書の申請の際には、罹災状況の写真を提出してください。 （いずれの場合も要綱第6条第3項による本人確認書類は必要。また、修理が済んでいる場合など、写真では判断が困難な場合には、見積書又は領収書が必要です。）
17	第6条	車両が被災したため、り災届出証明書の申請をしたいのですが、罹災状況がわかりにくい場合でも写真のみの添付でもいい	車両が被災した場合、ガラスの破損等、写真で明らかに確認できる場合には写真のみで可能です。 水没による場合で、被災したかどうか写真のみではわかりにくい場合には、写真の他、修理見積書や修理証明書、領収書等の提出が必要となります。

		ですか？	なお、写真はナンバープレートがわかるように撮影してください。
18	第6条	被災して3か月が経過していますが、罹災証明書の交付はできますか？	日が経つにつれ、被害の程度を証明することは困難になります。したがって、3か月を経過した場合には住家であっても罹災証明書の交付となります。ただし、震災等のやむを得ない事情など市長が認める場合には交付することがあります。
19	第6条	災害により印鑑を紛失した場合でも申請は可能ですか？	本人確認をした上で、申請可能です。ただし、本人または同一世帯以外の方に委任して申請をされる場合、委任状に自筆にて署名をしてください。
20	第6条	既に解体、修理済みですが、罹災証明書等の交付は可能ですか？	下記のとおり、個々の状況により交付できるかどうかの判断を行います。 なお、添付書類として写真及び修理見積書又は領収書の添付（コピー可）が必要となります。 （災害発生から3ヶ月以内） 住家で、かつ写真により被害が確認できる場合には罹災証明書（一部損壊）を交付できることもあります。十分に確認できない場合には罹災証明書の交付となります。住家以外については罹災証明書の交付となります。 （災害発生から3ヶ月経過以降） 罹災証明書の交付は可能です。
21	第6条	郵送での申請は可能ですか？	申請は可能です。
22	第6条	罹災証明書の申請受付期限はありますか？	罹災証明書については申請受付期限を設けていません。
23	第6条	申請からどれくらいで交付されますか？	罹災証明書は実地調査が必要となることが多いため、申請してから10日前後の時間をいただいています。罹災証明書は実地調査を行いませんが、市にて審査、決裁後に交付するため、7日前後の時間をいただいています。 なお、いずれもそのときの市全体の被災状況によってはより時間がかかることもあります。
24	第6条	被災後、申請して調査されるまでに再度被災した場合はどうなるのですか？	事案によっては関係性の深い災害、例えば、「令和●年△月豪雨」のように、大雨による一連の災害とみなす場合や、平成28年熊本地震のような前震・本震、台風第10号被害の後すぐに台風第11号が来襲した場合等が想定されます。 原則として、直近の災害で被災し、さらに続けて被災した場合には直近の被害認定調査を行えないため、立て続けに発生した災害までを一連の災害とみなし、その調査をもって判定を行います。 したがって、上記の例でいくと、罹災証明書は「台風第10号及び台風第11号」による被災として交付することになります。
25	第6条	罹災証明書等を交付された後、再度被災した場合でも申請は可能ですか？	上記の例に示すように、何らかの被害が発生したものの、速やかに調査を行い証明書交付した後に、再度、災害が発生し、申請があった場合については、再調査を行

			います。 その調査の結果、罹災程度の修正が生じた場合には、修正後の罹災証明書を交付することができます。（一部損壊→半壊等）
26	第7条	自己判定方式であれば罹災証明書の即時交付は可能ですか？	自己判定方式であっても、提出された書類に対する審査及び決裁が必要ですので、即時の交付はできません。
27	第7条	自己判定方式により調査を省略できるのはどういう条件ですか？	住家の損害割合が明らかに20%未満であり、申請者が自ら「半壊に至らない」という結果に合意できることが条件になります。
28	第8条	住家の被害認定はどのように決められるのですか？	松阪市罹災証明書等交付要綱第8条に基づき、要綱別表の区分にて認定します。 これは、内閣府から示されている「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官）」をもとに、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない、床上浸水、床下浸水の区分にて住家の被害程度を調査・判定します。
29	第9条	罹災証明書等は何枚までもらえますか？	原則として災害毎に1世帯1枚までとしています。複数枚必要な場合は申請者にてコピーしてください。ただし、震災等やむを得ない事情がある場合には交付することもできます。
30	第9条	同一世帯で母屋と離れが被災した場合はそれぞれ罹災証明書をもらえますか？	母屋と離れがそれぞれ居住実態のある住家であればそれぞれに調査を行い、申請・交付することが可能です。
31	第9条	同一世帯で例えば住家とカーポートの両方被害があった場合、それぞれ罹災証明書とり災届出証明書、1通ずつ（住家とカーポートの分）の交付は可能でしょうか？	可能です。
32	第9条	罹災証明書の再交付はどのような手続きで行えばいいですか？	紛失された場合等に再交付は可能です。申請書の右上余白欄に「再交付」と記入した上で、交付申請書をご提出ください。再交付の場合、添付書類は不要です。
33	第10条	住家の被害認定に不服があるときはどうすればいいですか？	交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、被害認定再調査申請書をNo.15の窓口へ提出してください。その後、申請者等立会いのもと再調査を行います。
34	第11条	証明書の交付は無料ですか？	申請者は被災者であることに配慮し、交付手数料は無料とします。再交付の場合も同様です。
35	第12条	本要綱以外に市長が定めるものはありますか？	本質疑応答がこれに該当します。